

高校授業料実質無償化に伴う就学支援金について

埼玉県以外に在住の保護者のみなさまへ

国の高等学校等就学支援金の創設により自由の森学園高等学校に在籍する生徒全員に就学支援金が給付されることになりました。就学支援金制度は現在国会で審議されていますが、新しい制度なので現在わかっている内容をお知らせします。

保護者のみなさまの授業料負担が軽減される制度ですから制度趣旨をご理解いただき、軽減を受けてください。

自由の森学園事務局
平成22年2月26日(金)

3月に課税証明書等を提出していただく所得区分です。

区分(目安)	判定基準	授業料
	市町村民税所得割額	就学支援金
家計急変世帯	注①	年収基準の額
生活保護世帯	保護を受けている世帯	237,600
年収250万円未満	免除	237,600
年収350万円未満	18,900	178,200
年収500万円未満	81,300	118,800
年収609万円未満	135,300	118,800
年収609万円以上		118,800

◎就学支援金について

- 1、就学支援金118,800円については、自由の森学園高等学校に在籍している生徒全員が対象です。
- 2、資格認定…4月中に生徒本人から自由の森学園に国の定める様式の申請書(兼請求委任書)を3年間に一度だけ提出してもらいます。まだ様式ができていません。4月になって記入してもらう予定です。
- 3、就学支援金加算について…「低所得」世帯については、就学支援金が加算されます。
判定基準は上記表の市町村民税所得割額が免除されている世帯又は生活保護世帯については23万7600円が支給されます。市町村民税所得割額が1円以上18,900円以下の世帯については178,200円となっています。
両親とも収入がある場合で、控除対象配偶者でない場合には、市民税所得割額を合計した金額で判定します。
- 4、所得確認について…118,800円の就学支援金の対象者については所得確認は不要です。
23万7600円又は17万8200円の就学支援加算の支給を受けるためには、所得確認が必要です。
所得確認については、4月から6月分は、前々年の所得(平成21年度市町村民税所得割額)で判定します。
7月分から来年の6月分については前年の所得(平成22年度市町村民税所得割額)で判定します。

※就学支援金加算を受けるためには、初年度である今年度については、3月と6月二度提出が必要となっています。

①3月20日(土)までに保護者の平成21年度課税証明書又は納税通知書の提出をすること。

②6月に保護者の平成22年度課税証明書又は納税通知書の提出をすること。

- 5、就学支援金の支給は国からは年4回自由の森学園に送金されますが、自由の森学園では、第2期分の校納金の納付時に相殺又は返金しますのでご了承ください。

就学支援金は、保護者に直接交付されるのではなく、保護者が負担すべき授業料の一部を減額し、国が自由の森学園に保護者の負担すべき授業料の一部を交付する制度です。

☆☆就学支援金加算に該当する可能性のある保護者のみなさまは、3月20日(土)までに平成21年度課税証明書又は納税通知書を持参または郵送してください。生徒との扶養関係を確認するため就学支援金加算申請書も提出してください。なお、3月に提出がない場合は4・5・6月の加算分は受給できない可能性があるためご注意ください。3月20日までに提出が困難な場合、ご不明なことがありましたら事務局に相談してください。

◎東京都の授業料軽減について

- 1、東京都に在住の保護者のみなさまについては、寮生を除き、一定の所得区分により、東京都独自の授業料軽減補助を受けることができます。
- 2、申請手続きについては、ほぼ例年通り5月から6月に東京都からの案内を送付します。
就学支援金の手続きとは別ですから東京都に直接申請をしてください。

注①家計急変世帯について…就学支援金には、この制度はないので、市町村民税所得割額の区分に応じた補助額となります。家計急変の事実が発生した場合には自由の森学園事務局にご相談ください。